

## 岩倉市立小中学校児童生徒学校給食費無償化要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するために、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食に要する費用（以下「学校給食費」という。）を無償化することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (学校給食費の無償化の対象者)

第2条 この要綱に定める学校給食費の無償化の対象となる者は、岩倉市立学校設置条例（昭和46年岩倉市条例第51号）に規定する学校に在学する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者とする。

### (対象経費)

第3条 学校給食費の無償化の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、児童等に係る令和5年9月及び10月の学校給食費とする。

### (無償化の方法)

第4条 学校給食費の無償化は、対象経費を不徴収とする方法により実施する。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

### (この要綱の効力)

2 この要綱は、令和5年10月31日限り、その効力を失う。